

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書

未曾有の原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民生活が危機的状況に陥っています。

事故収束の目途もたたず、放射能汚染問題も全県に広がり、一層深刻さを増しており、県民の生命・健康と生活に対する不安は極限状態となっております。

よって、200万県民が安心してくらせる郷土を一日も早く取りもどすために、政府において次の措置を取られるよう強く要望します。

記

1. 速やかに事故の収束をはかるとともに、県内全ての原子力発電所を廃炉とすること。
2. 将来にわたって定期的な検診をおこなうこと。そのために、県内に専門的な放射線医療体制を確立すること。
3. 避難者の自宅・職業（雇用）・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。
宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く自宅に戻れるようにすること。
4. 風評被害も含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を補償すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

福島県伊達市議会議長 吉田 一政

内閣総理大臣	菅	直人	様
総務大臣	片山	善博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様
経済産業大臣	海江田	万里	様
文部科学大臣	高木	義明	様